

# 大規模小売店舗立地法の手続きについて

## Ⅱ 大規模小売店舗立地法の手続きについて

### 1. 届出の手続きについて

大規模小売店舗立地法に基づく届出は、以下の場合に必要です。

- ①大規模小売店舗を新設する場合（新設の届出）
- ②すでに行った届出事項を変更する場合（変更の届出）
- ③上記の届出に関して県の意見が述べられた場合（意見を受けての変更の届出）  
※届出を変更しない場合には、その旨を県に通知する必要があります。
- ④県から届出事項に関する勧告を受けた場合（勧告を受けての変更の届出）

それぞれの場合に応じた届出事項等を以下に示しますが、届出については事前にご相談いただきますようお願いいたします。

届出前の事前相談は、法定の手続きではありませんが、県では届出後の手続きをより円滑に進めるために早い時期から計画内容をお知らせ頂くことをお勧めしています。この手引きには、届出事項の概要をご説明いただく場合の出店計画概要書の作成例を載せておりますので、参考にしてください。また、あわせて道路管理者や県警本部、地元警察署等の関係行政機関との事前調整を十分に行っていただくようご協力をお願いします。届出後において計画変更が生じますと、その後の手続きに支障をきたします。ご注意ください。

なお、店舗面積が10,000㎡以上の店舗の新設に係る届出については、県の関係組織に対する合同説明会を開催していただくようお願いする場合がありますので、あわせてご協力をお願いします。

（事前相談の窓口）山形県産業労働部商業振興・経営支援課（電話 023-630-2365）

#### （1）大規模小売店舗の新設に関する届出

新たに大規模小売店舗を新設する場合には、法第5条による届出が必要です。

##### 1. 届出事項

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗の新設をする日
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ⑤ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、下記のもの

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・ 駐車場の位置及び収容台数  | ・ 駐輪場の位置及び収容台数     |
| ・ 荷さばき施設の位置及び面積 | ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 |

⑥ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、下記のもの

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2. 添付書類

- ① 法人にあつては、その登記事項証明書
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあつては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあつては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

3. 届出の時期

大規模小売店舗の新設を行う 8 か月前までに届出を行う必要があります。

(2) 大規模小売店舗の変更の届出（法第5条の届出を既に行っている場合）

※ ここに記載するものは、すでに大規模小売店舗立地法での届出を行っていることを前提とするものです。法の施行日現在に大規模小売店舗であるもの（いわゆる大店法で調整済みの大型店等）の届出事項を変更する場合の手続きについては、(3)をご覧ください。

1. 届出事項

(1) の1に掲げる届出事項のうち変更する事項

2. 添付書類

(1) の2に掲げる添付書類のうち変更届出の内容に関係するもの

3. 届出時期

①事後届出でよいもの（変更後遅滞なく）・・・法第6条第1項

・ 大規模小売店舗の名称及び所在地

※ 所在地の変更は、形式的な番地変更等を指し、実質上の移転に当たる場合にはあらためて法第5条第1項による新設の届出が必要になります。

・ 設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②あらかじめ届出が必要なもの・・・法第6条第2項

・ 施設の運営方法に関する事項

③変更する8か月前までに届出が必要なもの・・・法第6条第2項

・ 大規模小売店舗の新設をする日

・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

・ 施設の配置に関する事項

※ 店舗に附随する施設の位置の変更であって、周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと県が認める場合（軽微な変更）には、8か月前の届出の適用を受けない場合があります。あらかじめ県の担当者にご相談いただきますようお願いいたします。実際に手続きを行う場合は書面による協議をお願いしております。

#### ④届出の必要がないもの・・・法第6条第2項

- ・ 一時的な変更
- ・ 店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- ・ 県が法第8条第4項の意見を有しない旨を通知した場合に店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- ・ 店舗面積の合計を減少させるもの
- ・ 直近に行われた届出面積の合計に、全体の1割分あるいは1,000㎡のどちらか小さい面積を加えるもの
- ・ 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- ・ 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ・ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- ・ 小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

※ なお、届出不要とされた場合にも変更後速やかにご報告いただきますようお願いいたします。

#### (3) 大規模小売店舗の変更の届出（法第5条の届出を行っていない場合）

※ ここに記載するものは、法の施行日（平成12年6月1日）現在に大規模小売店舗であるもの（施行日現在の店舗面積が1,000㎡を超えるものをいい、いわゆる大店法で調整済みの大型店及び生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っているものでその店舗面積が1,000㎡を超えるものを含みます。）を前提とするものです。

この法律の施行の際、小売業が行われている店舗面積の合計が基準面積（1000㎡）を超える大規模小売店舗を設置している者は、そのままの様態で小売業を行わせている限りは本法上の手続きは必要ありません。

しかしながら当該店舗について法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更であって、この法律の施行の日（平成12年6月1日）以後最初に行われるものをしようとするときは、その旨及び同条各号（第3号を除く）に掲げる事項で当該変更に係る事項以外のものを県に届け出る必要があります。

この場合、変更した事項については法第6条第2項の届出とみなされ、意見、勧告等の対象となりますが、その他の事項については届出をもって本手続きは終了となります。

※ 詳細については、別添資料「既存店事務の手引き」をご覧ください。

## 1. 届出事項

(1) の1に掲げる届出事項 (③を除く)

※ 変更に係るもの以外の事項についても届出が必要になります。

届出事項	変更の場合届出が必要な事項	4～6号の変更届出を行う場合同時に届出なければならない事項
1号 大規模小売店舗の名称及び所在地		○
2号 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名		○
3号 大規模小売店舗を新設する日		
4号 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	○	○ (当該事項の変更時除く)
5号 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって以下に掲げる事項 ①駐車場の位置及び収容台数 ②駐輪場の位置及び収容台数 ③荷さばき施設の位置及び面積 ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量	○	○ (当該事項の変更時除く)
6号 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって以下に掲げる事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	○	○ (当該事項の変更時除く)

## 2. 添付書類

(1) の2に掲げる添付書類のうち変更届出の内容に関係するもの

## 3. 届出時期

(2) の変更届出の場合と同様の取扱いとなりますが、「大規模小売店舗の名称及び所在地」及び「設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」については、そのみの変更の場合は届出の必要はありません。

名称及び所在地等の変更については、事前の届出が必要な事項についての変更の届出をする際にあわせて届出をしていただくこととなります。

#### 4. その他

大規模小売店舗立地法の届出が行われていない大規模小売店舗については、(2)の3の③の「軽微な変更」の適用を受けられませんので注意してください。

#### (4) 届出書・添付書類の様式等

届出書及び添付書類の様式、提出部数等については、別添「大規模小売店舗立地法の手続きに係る様式集」をご覧ください。

#### ※ 指針に基づくその他配慮事項等の扱い

届出書及び添付書類に記載した事項のほか、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づいて配慮する事項については、届出後の手続きの円滑化を図る観点から、その旨を書面に記載していただくことがあります。

## 2. 説明会の開催

法第5条第1項の規定による新設の届出をした場合及び法第5条第1項第3号から第6号までの店舗面積、施設の配置及び運営に関する事項について法第6条第2項の規定による変更届出をした場合は、以下に掲げる内容で説明会を開催する必要があります。

なお、変更届出のうち法第5条第1項第1号及び第2号の変更並びに法第6条第4項の「軽微な変更」の届出については、周辺の地域の生活環境に与える影響がないか、著しく小さいと考えられるので、説明会を開催する必要はありません。

※ 説明会の開催を計画される場合には、県との調整が必要な場合がありますので、あらかじめ下記までご相談くださるようお願いいたします。

山形県産業労働部商業振興・経営支援課（電話 023-630-2365）

### （1）説明会の開催方法

説明会は、上記の届出を行った日から2か月以内に開催しなければなりません。

具体的な開催方法等は以下のとおりです。

#### 1. 説明会の開催の日時、場所

##### ① 開催日時

説明会の開催日時については、より多くの地域住民等が参集できるように配慮することが求められます。一般的に住民等が参集しづらい時間帯に説明会を開催することは避けるようにしてください。

##### ② 開催場所

説明会の開催場所についても、出店予定地周辺の施設など、より多くの地域住民等が参集できるように配慮することが求められます。また、施設の収容規模についても、十分な配慮をお願いします。

※ 説明会の開催日時、場所については、県及び市町村の意見を聞くことができます。

#### 2. 説明会の開催回数

説明会の開催回数は原則として1回です。

ただし、県が必要と認める場合には3回を上限として開催回数を指定することができます。



### 3. 説明の内容等

#### ① 説明内容

- ・ 届出書及び添付書類の内容
- ・ 指針において対応が求められている事項への対応策

※ 説明の中では、指針に示されるところにより行われた周辺地域の生活環境への影響についての調査の結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め、地域住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努める必要があります。

#### ② 説明会において使用する資料

- ・ 説明会資料は、開催者の責任において準備することになります。なお、出店計画概要書等を利用して説明を行うことも可能です。

### (2) 説明会の公告

説明会開催者は、開催の1週間前までに説明会の開催日時、開催場所等について公告しなければなりません。公告の方法、周知範囲等は以下のとおりです。

#### 1. 説明会開催の公告方法

説明会開催の公告は、原則として次の方法のいずれかで行うようお願いします。

- ① 日刊新聞紙への掲載
- ② 日刊新聞紙へのチラシの折込み

上記の日刊新聞紙とは全国紙及び地方紙をいい、それぞれから一紙ずつのあわせて二紙を選択することになります。

なお、上記の方法によらず、他の方法によって公告を行う場合には、あらかじめ県の担当者へご相談くださいますようお願いいたします。

#### 2. 公告の内容

公告の内容は次のとおりです。

- ① 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 店舗の名称及び所在地
- ③ 説明会の開催を予定する日時及び場所

#### 3. 周知範囲

説明会開催の周知範囲は、原則として店舗立地箇所から半径2キロメートル内の住民等になります。ただし、当該範囲を超えて影響を及ぼすと考えられる場合等は、別

途周知範囲を定めます。説明会の開催を公告する際には、その点にご注意いただき、事前に県の担当者へご連絡くださるようお願いいたします。上記 1. の②の公告方法を選択された場合は、特にご注意ください。

### (3) 説明会開催の報告

説明会終了後には速やかに説明会の実施状況を県にご報告願います。なお、別添の様式集に「地元説明会実施状況報告書」の参考様式を掲載していますので、これを参考に書面によりご報告願います。

### (4) 説明会を開催できない場合

当該説明会については、届出者の責めに帰することができない以下の理由により、開催することができないと県が認める場合には、説明会を開催することを要しません。

- ① 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能である場合
- ② 説明会を開催する者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることにより説明会を円滑に開催できない場合

また、上記により説明会を開催できない場合には、以下の方法により届出の内容を周知する必要があります。

- ① 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報誌に掲載すること
- ② 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載又はチラシを折込むこと

※ 日刊新聞紙への掲載及びチラシの折込みについては、2の(2)の1と同様の方法になります。

なお、上記の方法によらず、他の方法によって周知する場合には、県との協議が必要となります。あらかじめ県の担当者へご相談くださいますようお願いいたします。

説明会の開催が不可能であることが明らかとなった場合には速やかにその旨を県にご報告くださるようお願いいたします。なお、別添の様式集に「地元説明会を開催できない旨の報告書」の参考様式を掲載していますので、これを参考に書面によりご報告願います。

### (5) その他

法第6条第2項の変更の場合に、県が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため通常の説明会を開催する必要がないと認めるときには、掲示による説明会を行うことができます。県との協議が必要になりますので、あらかじめ県の担当者へご相談くださいますようお願いいたします。

### 3. 意見書の提出

#### (1) 意見書の提出

大規模小売店舗の新設等の届出内容について、当該店舗周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する者は、届出に係る公告の日から4か月以内にその意見を述べることができます。

述べることができる意見は、あくまでも周辺地域の生活環境の保持（大規模小売店舗の立地に際して生ずる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されること）の観点からのもので、意見書により県に提出していただきます。

提出された意見書は、県が大規模小売店舗の設置者に対して意見を述べる際の参考とさせていただきます。

なお、提出された意見書の概要については、県公報により公告され、また県庁及び立地予定地のある市町村で意見書の内容が縦覧に供されます。

#### (2) 意見書を提出できる者

##### ①大規模小売店舗の立地予定地のある市町村

県が意見、勧告を行う場合には、地元市町村の意見を聴くこととなります。

##### ②周辺の生活環境の保持の観点からの意見を有する者

その住所、個人、法人の如何を問わずだれもが意見を述べられます。

#### (3) 意見の内容

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に沿った内容の意見を述べることができます。指針の趣旨に反するもの、生活環境の保持の観点から逸脱する意見等については、県の意見の参考にできない場合がありますので、ご留意願います。

#### (4) 意見書の様式等

意見書は任意の様式で提出してください。

なお、意見書には下記の事項を記入してください。

##### ① 意見を述べる者の住所及び氏名

##### ② 大規模小売店舗の名称

##### ③ 意見の内容

##### ④ 意見を述べる理由

申し述べられた意見は、公告、縦覧に供されますが、その際には住所及び氏名は公表されません。

(5) 意見書の提出先等

① 意見書の提出先

〒990—8570

山形市松波二丁目8-1

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

電話：023-630-2365

FAX：023-630-3267

電子メール：yshoshin@pref.yamagata.jp

② 意見書の提出方法

上記提出先まで持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかにより提出してください。

なお、持参の場合は受付最終日（当該届出に係る公告の日から起算して4か月目の日）の午後5時まで、郵送の場合は受付最終日の消印のあるもの、FAX及び電子メールの場合は受付最終日までに県に到着したものを受理します。

(参考)

意見書の形式

元号 年 月 日
山形県知事 へ
住所
氏名
意 見 書
1. 大規模小売店舗の名称
2. 意見の内容
3. 意見を述べる理由

#### 4. 県の意見等

県は、大規模小売店舗の新設及び変更の届出について、地元市町村や地域住民等から述べられた意見に配慮するとともに、指針を勘案して当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から意見を有する場合は、書面によりその旨を通知することとしています。（意見を有しない場合も書面により通知します。）

また、県の意見を受けた設置者による対応が、県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、必要な措置を行うよう勧告する場合があります。なお、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表する（県公報に登載し、報道機関に公表する）こととなります。

#### 5. 報告

県は、法の適正な運用を図るため、大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者に対して、下記に示す必要な事項の報告を求める場合があります。

報告を求められた場合には、速やかに対応していただくようお願いします。

##### （1）建物設置者に求める報告事項

- ① 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- ② 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

##### （2）小売業者に求める報告事項

- ① 当該小売業の開始日
- ② 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
- ③ 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項